

# 吉田町教育大綱

平成28年2月

静岡県吉田町

# 目 次

○ はじめに	1
○ 第1章 総 論	2
○ 第2章 教育目標	4
○ 第3章 基本方針	5
○ 第4章 施策の方向性	6

【別紙】 吉田町教育大綱 体系図

## はじめに

近年、教育を取り巻く環境は、少子化の進行による人口減少、グローバル化の進展、知識が社会・経済の発展を駆動する「知識基盤社会」が本格的に到来するなど大きく変化しております。また、それらを背景とした人間関係や地域における連帯意識の希薄化は、家庭や地域における教育力の低下の要因と指摘されています。一方、学校教育においても学力の向上が重要課題とされているほか、いじめや不登校など様々な課題を抱えている状況にあります。

こうした中で、これからの教育は、子どもから高齢者までの人々の成長を見据えながら、学校・家庭・地域が相互に連携し、社会全体でそれぞれの教育力の向上を図ることが求められています。

このたび、平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針「吉田町教育大綱」を定めました。

この大綱は、生涯にわたり学びあい高めあう人づくりが行われることで、町づくりや自己実現に寄与することができ、時代の要請に応えられるものであると確信しています。

今日の教育行政においては、福祉や子育て、地域振興などの一般行政と緊密な連携が必要とされ、様々な教育政策を実現していく上でも首長と教育委員会の相互の連携が不可欠となっています。

この大綱に基づき、教育委員会と政策の方向性を共有し、魅力ある教育施策の推進に取り組んでまいります。

平成28年2月

吉田町長 田村 典彦

# 第1章 総論

## ○ 大綱の趣旨

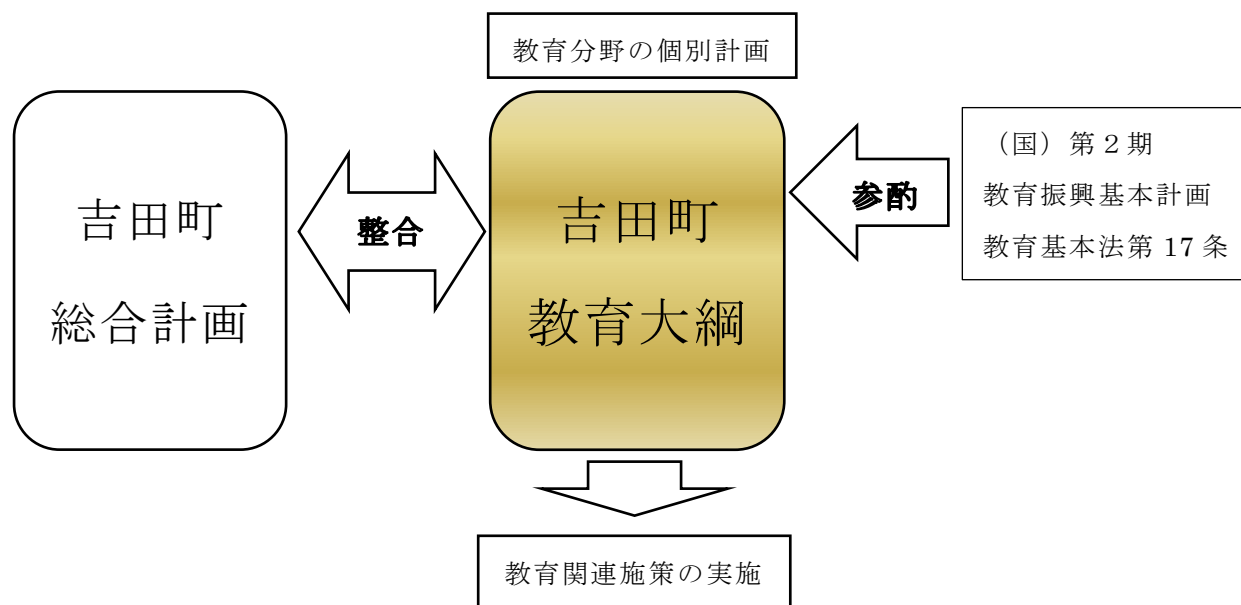
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）が一部改正され、平成27年4月1日から施行されました。

これを受け、町長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定される基本的な方針（国の第2期教育振興基本計画）を参酌した上で、地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになりました。

吉田町教育大綱は、学校・地域等で教育に従事している方や精通している方をメンバーとする吉田町教育推進委員会の意見を取り入れ、町長が総合教育会議を経て策定したものです。

## ○ 大綱の性格

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づいて、吉田町の教育における基本的方向性を明らかにし、かつ、本町の最上位計画である吉田町総合計画の分野別計画と位置づけられるもので、今後の町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の指針となります。



## ○ 大綱の期間

この大綱の期間は、第5次吉田町総合計画の前期基本計画に合わせて、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、見直しが必要な場合には、吉田町総合教育会議において協議し、適時変更していくことにします。

## ○ 大綱の構成

この大綱は、「教育目標」、「基本方針」、「施策の方向性」で構成されています。

「**教育目標**」は、吉田町の目指す教育を明らかにし、「**基本方針**」は、教育政策の方針を掲げ、「**施策の方向性**」は、重点的に取り組む施策を掲げています。

## 第2章 教育目標

# 生涯にわたり 学びあい高めあう人づくり

私たちは、町民憲章に掲げる「美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくり」の実現をめざしています。この実現に向かって、私たちは「生涯にわたり学びあい高めあう人づくり」を進めます。

この町のすべての人々が生涯にわたり学びあい高めあう教育は、かつて先人たちが大井川の洪水との闘いの中で多くを学び、新たな開拓を進めてきたことに例えられるように、あらゆる場面での活力の「源」となり、やがて人生を切り拓くための「礎」となるものです。そして、そこでは郷土を愛する心とともに、学び（教育）のふるさとに感謝する心を持ち、これからの時代を生き抜く自信と誇りに満ちた人格が形成されていきます。

吉田町は、この教育目標を達成するため、基本方針に沿って教育諸施策を推進し、もって、第5次吉田町総合計画の施策の大綱に掲げた「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」の実現をめざします。

## 第3章 基本方針

教育目標の達成に向けて、次の方針を掲げ、取り組んでいきます。

- 主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します。

目まぐるしく変化する時代の中であって、たくましく社会を生き抜いていくには、豊富な知識を備えていることが必要です。困難な壁に行く手を遮られたとしても、また、いきいきと暮らしていく上でも、自らの力で乗り越え、切り拓くための知識と教養の習得を推進していきます。

- 思いやりをもち、あたたかい心のかよう人々が相互に助け合い喜びをもって学びあう環境をつくります。

豊かな心が育まれるには、暮らしの様々な場面の中での人々のふれあいや経験が必要です。すべての人々にとって、学びやすく、活動しやすい空間が創出できるよう快適な教育環境をつくっていきます。

- 目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進します。

前向きで常に向上心をもつことができるようにするには、心身ともに健康であることが必要です。たくましく成長し続ける資質を兼ね備えた人材を育むため、スポーツ・レクリエーションが生活の一部として定着するよう推進していきます。

- 郷土に築かれた歴史・伝統や文化を継承するとともに、町民の文化活動を振興します。

郷土に愛着と誇りを持ち続けていくには、地域の歴史や伝統文化を学び、良いところを発見していくことが必要です。町の魅力をさらに高め、そして創意工夫により地域の文化が創造できるよう、町民の文化活動を振興していきます。

## 第4章 施策の方向性

基本方針に沿って、重点施策を掲げ、施策の着実な推進を図ります。

**主体的に学び、社会を生き抜いていける幅広い知識と教養の習得を推進します。**

- **重点施策** 切れ目のない効果的な「つながりのある教育」を推進していきます。
- **重点施策** 将来を担う子供たちへの「確かな学力」※の定着を推進していきます。
- **重点施策** 一人ひとりの個性と発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進していきます。
- **重点施策** 自己実現が図られるよう多様なニーズに応じた生涯学習活動を推進していきます。

---

※「確かな学力」基礎・基本を確実に身に付け、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力  
(出典：すぐにわかる新しい学習指導要領のポイント(平成23年作成)文部科学省)

**思いやりをもち、あたたかい心のかよう人々が相互に助け合い喜びをもって学びあう環境をつくります。**

- **重点施策** 快適な学びの場の充実により安心して教育が受けられる環境整備を推進していきます。
- **重点施策** 「地域の子どもは地域で育てる」ことを目指した地域教育を推進していきます。
- **重点施策** 相手の立場に立って考え行動できるたくましい青少年の育成を推進していきます。



目標に向かって挑戦し続ける心と体を鍛え、まちぐるみで健康の増進を推進します。

- 重点施策 いつでもどこでも誰もが気軽に楽しめるスポーツ振興を推進していきます。
- 重点施策 スポーツ・レクリエーション活動を支える団体の育成・連携を推進していきます。

郷土に築かれた歴史・伝統や文化を継承するとともに、町民の文化活動を振興します。

- 重点施策 地域の歴史・伝統や優れた芸術文化にふれ親しむ機会の充実を推進していきます。
- 重点施策 町の魅力を高める文化活動を推進していきます。

## 吉田町民憲章

わたくしたちは、美しい駿河湾にのぞむ、豊かな自然に恵まれた、吉田町の町民であることに誇りを持ち、明るく、活力ある町づくりをめざして、この憲章を定めます。

- 1 水と緑に恵まれた自然を愛し、住みよい町をつくります。
- 1 心と体をきたえ、健康で安心して暮らせる町をつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、活気あふれる町をつくります。
- 1 互いに学びあい、教養を深め、高い文化の町をつくります。
- 1 思いやりをもち、あたたかい心のかよう町をつくります。

平成元年 8 月 14 日制定